求職者等に対するハラスメント防止について

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止について

本県土木部で実施する採用活動等では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年１０月１日　令和７年法律第６３号）に基づき、求職者等が安心して求職活動等を行えるよう、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいます。

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント」とは、「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

【性的な言動とは】

〇性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等

〇性的な行動

性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等

求職活動等に関するルール

本県土木部で実施する採用活動等においては、以下のルールにより上記セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組みます。

１　面接・面談等は原則として業務時間内及び庁舎や公的機関等で行うとともに、複数名で対応し透明性を確保します。

２　本県土木部が使用する連絡ツールは、原則、以下電話番号とメールアドレスのみとします。

〈連絡ツール〉

兵庫県土木部総務課

電話番号：０７８－３６２－３４９７

メールアドレス：dobokubu_saiyou@pref.hyogo.lg.jp

※ただし、業務上の必要性があり、あらかじめ求職者等の同意を得ている場合はこの限りではありません。

相談窓口

本県土木部で実施する採用活動等において、セクシュアル・ハラスメントと思われる言動を受けた場合は、下記の相談窓口へご相談ください。相談内容に応じて、各関係任命権者とも連携し、厳正に対応します。なお、相談者のプライバシーは保護されます。

〈相談窓口〉

部署名：土木部総務課

電話番号：０７８－３６２－３４９７

メールアドレス：dobokubu_saiyou@pref.hyogo.lg.jp